

国保だより

卒業・入学・就職シーズンが近づいてきました。国保の加入と脱退の手続きを！

今回は、国保の手続きと、受けられる給付などについてお知らせします。



国保の加入、脱退の手続き

職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、三原市に住んでいる人は、全て三原市の国民健康保険へ加入

表1 こんなときは14日以内に届け出をしましょう

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、他の市区町村の転出証明書
	職場などの健康保険をやめたとき	印鑑、職場などの健康保険をやめた証明書または退職証明書
	職場などの健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、国保の保険証、母子健康手帳、銀行などの口座番号がわかる物
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	外国人が国保加入するとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	印鑑、保険証
	職場などの健康保険に加入したとき	印鑑、国保と職場の保険証(職場の保険証が未交付のときは、加入した証明書)
	職場などの健康保険の被扶養者になったとき	印鑑、保険証、銀行などの口座番号がわかる物
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証、銀行などの口座番号がわかる物
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証、保護開始決定通知書
	外国人が国保をやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑、保険証、厚生年金などの年金証書(加入期間が記載された物)
	転居したとき	印鑑、保険証
	世帯主が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
	長期に出張や旅行するとき	印鑑、保険証、在学証明書など
	子どもが修学のため、別に住所を定めるとき	
	保険証をなくしたとき、または汚れて使えなくなったとき	印鑑、本人であることを証明できる物、汚れて使えなくなった保険証

しなければなりません。転入・結婚・出産など異動のときや、退職したときなどには、国保への加入手続きが必要になります。また転出・死亡・就職などのときには、国保の喪失(脱退)の手続きが必要です。

表1のようなときには市民課(市役所本庁1階)、または各支所・住民生活課で手続きをしてください。保険証の交付は、運転免許証など官公庁の発行した写真付証明書で、本人と確認できる場合は手続き終了後、交付します。それ以外は郵送します。

国保税は資格を得た月から

国保への加入手続きが遅れた場合でも、保険税は、資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。また手続きが遅れている間の医療費はいったん、全額自己負担となります。国保の届け出は、必ず14日以内に行ってください。

国保で受けられる給付

診察・治療での給付

医療機関で診察や治療などを受けたり、入院したりした場合、医療機関の窓口で支払うお金は、かかった医療費の3割（3歳未満は2割、70歳以上の高齢者は1割または2割）で、残りは療養給付費として国保が負担します。

申請が必要な給付

高額療養費

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関に支払った医療費（保険診療

費）の自己負担額のうち、合算対象基準額（21,000円）を超える世帯ごとの合計金額が表2の算定基準額を超えた場合、その超えた額が支給されます。

入院と外来、歯科は別計算となります。また総合病院での各診療科の外来も、それぞれ別計算となります。

70歳以上の人は、同じ月であれば、すべて合算することができます。

す（ただし、老人保健医療との合算はできません）。

療養費

医師が必要と認めたコルセット・ギブスなどの補装具代の7割（8割または9割）が支給されます。

出産育児一時金

被保険者が出産したときに、30万円を支給します。

葬祭費

被保険者が死亡したときに、3万円を支給します。

はり・きゅう施術費

市が認定した施術者に、はり・きゅうの施術を受けたとき、1回あたり500円（年間15回を限度）を支給します。



表2

高額療養費の算定基準額

70歳未満の人

	自己負担限度額 (過去1年間で3回目まで)	自己負担限度額 (4回目以降)
一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合、 超えた額の1%を加算	40,200円
上位所得者	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合、 超えた額の1%を加算	77,700円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上の人

	自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一般	12,000円	40,200円
一定以上所得者	40,200円	72,300円(注) + 医療費が361,500円を超えた場合、 超えた額の1%を加算
住民税 非課税 世帯	低所得	24,600円
	低所得	15,000円

(注) 過去1年間に4回目以降の自己負担限度額は40,200円

一般とは住民税課税世帯、上位所得者とは国保税の課税所得が670万円以上の世帯、一定以上所得者とは市民税の課税所得が145万円以上の世帯の人。住民税非課税世帯のうち低所得は所得のない世帯、低所得はそれ以外の世帯の人。

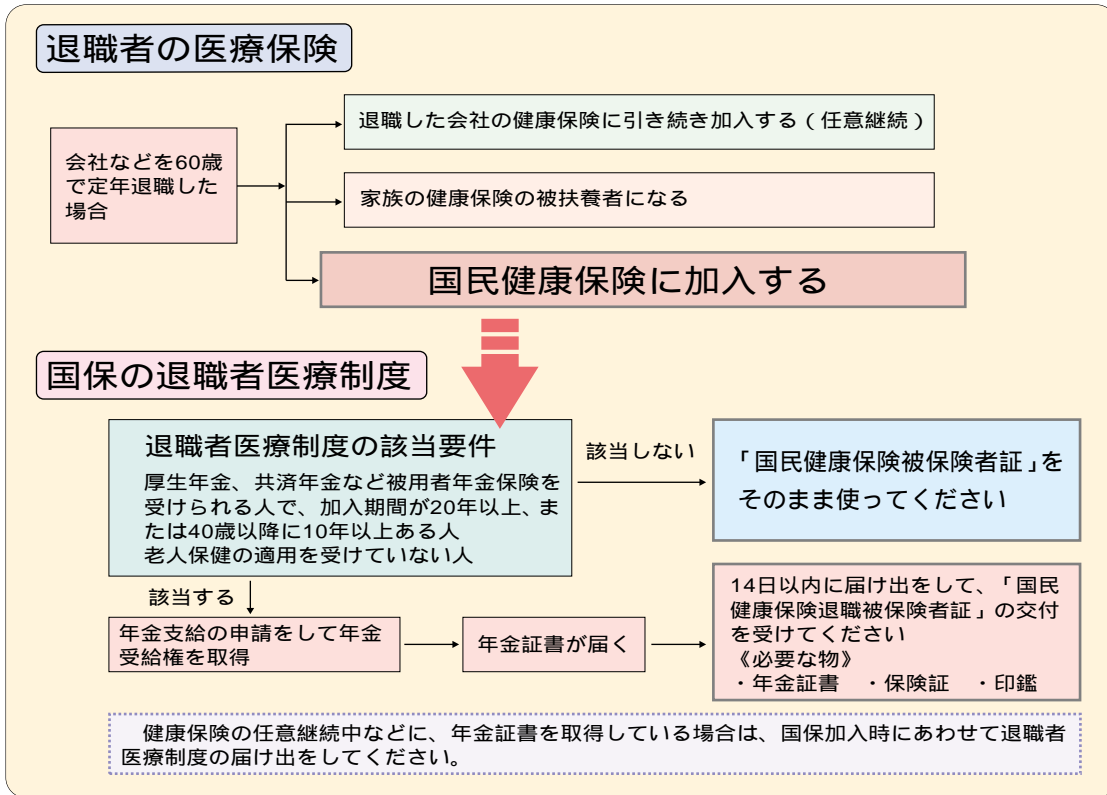
国保についての問い合わせ先

保険医療課(☎0848(67)6050 FAX0848(67)6062)

退職者医療制度

会社を定年などで退職し、国保に加入する場合、次の条件を満たすときは、

退職者医療制度によって、診療を受けます。対象となる人は、年金証書、保険証、印鑑を持って、市民課（市役所本庁1階）、または各支所住民生活課で届け出をしてください。



健全財政維持のために協力を

退職者医療制度では、本人の自己負担と国保税のほか、職場の健康保険からの拠出金が財源となっています。退職者医療の対象になっていても、届け出がされないと、拠出金で支払うことができず、国保の負担が増えることになります。国保の安定した財政運営のためにもご協力をお願いします。

市民からのよくある質問

- Q** 3月に会社を退職します。今後、国保に加入しようか、会社の健康保険の任意継続にしようか考えています。
- A** どちらでも選択が可能ですが、国保と任意継続とは、保険料の計算方法が異なります。国保は、前年中の所得などから計算するため、前年の所得が多い場合は、任意継続にする人が多いです。
- Q** 3年前の医療費の領収書が見つかりました。今からでも高額療養費の申請ができますか？
- A** 高額療養費の申請は、医療機関などに支払った日の翌日から2年間となっています。高額療養費などの申請は、早めに行いましょう。
- Q** 70歳になる誕生日の翌月から、所得に応じて負担割合が1割または2割になります。手続きをする必要はありません。該当する国保の被保険者には、誕生月の月末までに高齢受給者証を送付します。受診するときは、保険証と一緒に提示してください。
- Q** 今月で70歳になります。医療費の一部負担金の割合が変わりますか？
- A** 保険料は、毎月4月から翌年3月までを1年度として月割りで計算します。年度の途中で加入したときは、加入した月から年度末までを計算します。脱退したときは、4月から脱退した月の前月までで計算します。
- Q** 年度の途中で、国保に加入したときは、保険税はどうなるの？ また脱退したときは？
- A** 加入したときは、保険税は1年度として計算します。脱退したときは、加入した月の前月までで計算します。